

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）は、公文書一部開示決定において非開示とした部分のうち、「社員のうち10人以上の者の名簿」に記載された法人に関する情報については、改めて開示又は非開示の判断をすべきである。

### 第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成20年10月20日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇に係る事業報告書類一式、名称変更届出関係書類、過去設立から役員の変更等届出書一式、設立登記完了届出書一式、（解散している場合）解散の届出等一式、設立認証申請書類一式、定款変更認証申請書類一式、同変更届出書類一式、」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇に係る以下の公文書

- ①設立認証申請書
- ②設立認証の取消指令書の写し
- ③定款変更認証申請書類一式
- ④定款変更届出書類一式
- ⑤役員の変更等届出書一式
- ⑥事業報告書類一式
- ⑦設立登記完了届出書一式」

を特定した上で、別紙のとおり、①設立認証申請書についてはその一部が条例第7条第2号及び第3号に該当すること並びに③定款変更認証申請書類一式ないし⑦設立登記完了届出書一式については保有していないことを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月29日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月17日、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年1月14日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄して全部開示決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の理由による開示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

#### 1 文書の一部開示について

##### (1) ①設立認証申請書（別紙①－1 設立認証申請書ないし①－9 設立総会議事録）

非開示とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため非開示とした。

これらのうち、①－7 設立趣旨書を除くものは、法令等に規定された縦覧対象文書ではなく、公にされているものでもなく、また、①－7 設立趣旨書は、法令等に規定された縦覧対象文書ではあるが、すでに〇〇〇〇〇〇に申請後2か月間の縦覧期間が経過しており、現在公にされているものではない。

また、非開示とした部分が、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護及びそれ以外においても公益上特に開示の必要があると認められない。

##### (2) ①設立認証申請書（別紙①－10 財産目録）

非開示とした部分は、個々の法人の資産情報であり、内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人の営む事業運営に不利益を与えるものと認められるため非開示とした。

なお、当該文書は法令等に規定された縦覧対象文書ではなく、公にされているものではない。

また、非開示とした部分が、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護及びそれ以外においても公益上特に開示の必要があると認められない。

#### 2 文書の不存在について

##### (1) ③定款変更認証申請書類一式、④定款変更届出書類一式、⑤役員の変更等届出書一式及び⑥事業報告書類一式

請求のあった公文書は、実施機関に提出されておらず、保有していないため非開示とした。

##### (2) ⑦設立登記完了届出書一式

請求のあった公文書は、保存年限（5年）経過のため廃棄しており、保有してい

ないため非開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇に係る①設立認証申請書、③定款変更認証申請書類一式、④定款変更届出書類一式、⑤役員の変更等届出書一式、⑥事業報告書類一式及び⑦設立登記完了届出書一式である。

### 2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

#### (1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとしている。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないためである。さらに、同号ただし書ロにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、公益上公にすることが認められるため開示することとしている。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

#### (2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書イにおいて「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、同号ただし書ロにおいて「違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ただし書ハにおいて「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの」

については、開示することとしている。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記2で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

ア ①設立認証申請書（別紙①-1 設立認証申請書ないし①-4 宣誓書及び①-6 確認書ないし①-9 設立総会議事録）

本件対象公文書①設立認証申請書（別紙①-1 設立認証申請書ないし①-4 宣誓書及び①-6 確認書ないし①-9 設立総会議事録）において非開示とされているのは、個人の住所又は居所、氏名、印影及び電話番号並びに住民票に記載されている生年月日等であり、これらはいずれも条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

また、以上の非開示とされている情報は、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。なお、別紙①-7 設立趣旨書については、設立認証申請後2か月間縦覧されていたが、それは過去一時的に公にされていたものであり、現在知り得る状態にあるとは言えず、したがって、同文書中の設立代表者の印影は条例第7条第2号ただし書イに該当するものとは認められない。

さらに、以上の非開示とされている情報は、いずれも人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとは認められないため、条例第7条第2号ただし書ロに該当するものとは認められない。

イ ①設立認証申請書（別紙①-5）

本件対象公文書①設立認証申請書（別紙①-5）において非開示とされているのは、「社員のうち10人以上の者の名簿」における氏名欄及び住所又は居所欄の記載全てである。

非開示とされているものの中には、法人の名称、役職名及び代表者の氏名並びに法人の所在地が記載されており、これらは社員である法人に関する情報にほかならず、個人に関する情報には当たらない。したがって、これらを実施機関が条例第7条第2号に該当することを理由に非開示としたことは妥当でない。一方、実施機関から、これらが法人に関する情報を含め個人情報以外の非開示情報に該当するか否

かについて説明はない。よって、審査会としては、実施機関に対して、改めてこれらについて開示又は非開示の判断をするよう求めるものである。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書①設立認証申請書（別紙①－10財産目録）において非開示とされているのは、資産及び負債に係る金額であり、これらは設立認証申請時における資産及び負債に関する情報であり、公開されると認証を受けた法人にとって当初の規模及び財務状況が明らかとなり、当該法人の営む事業運営に不利益を与えるものと認められる。

よって、本件対象公文書①設立認証申請書（別紙①－10財産目録）において非開示とされている資産及び負債に係る金額については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであることから、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

また、以上の非開示とされている情報は、いずれも公にすることが公益上必要であると認められる情報とは認められないため、条例第7条第3号ただし書イ、ロ及びハに該当するものとは認められない。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）及び（2）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

4 本件対象公文書の存否について

(1) ③定款変更認証申請書類一式、④定款変更届出書類一式、⑤役員の変更等届出書一式及び⑥事業報告書類一式

実施機関は、これらについて、実施機関に提出されておらず、保有していないため、非開示としたと説明する。

これら文書は、定款等の変更があった場合に実施機関への提出が義務づけられているものと認められるが、異議申立人からは、当該法人から実施機関にこれらが提出されたことを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、これらについて存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。

よって、本件対象公文書③定款変更認証申請書類一式、④定款変更届出書類一式、⑤役員の変更等届出書一式及び⑥事業報告書類一式について取得していないため保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

(2) ⑦設立登記完了届出書一式

実施機関は、本件対象公文書⑦設立登記完了届出書一式は保存年限（5年）経過のため廃棄しており、保有していないため、非開示としたと説明する。

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条の規定により、設立の登記をすることによって成立し、その登記をしたときは、

遅滞なく届出書を実施機関に提出しなければならないと義務づけられているところ、本件開示請求に係る文書②設立認証の取消指令書の写しにおいて、当該法人の事業報告書の最初の提出期限が〇〇〇〇〇〇であることが記載され、当該法人の最初の事業年度の終期は、特定非営利活動促進法施行規則（平成10年総理府令第43号）第7条の規定により、その3か月前である〇〇〇〇〇〇であることが認められることからすれば、通常、本件対象公文書⑦設立登記完了届出書一式は既に保存期間が経過していると認められる。また、異議申立人からは、実施機関が同文書を保有することを推知せしめるような具体的主張はなされておらず、その他実施機関が同文書を保有することを推測すべき事情が認められないことから、同文書について存在しないという実施機関の説明は不自然・不合理とは認められない。

よって、本件対象公文書⑦設立登記完了届出書一式について保存年限経過のため廃棄しており保有していないことを理由に非開示とした本件処分は妥当である。

## 5 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については、その一部について改めて開示又は非開示の判断をすべきであると認められることから、「第1審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 1 月 1 4 日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年 2 月 1 3 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年 4 月 1 日	異議申立人から意見書が提出された。
平成23年 6 月 1 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成23年 7 月 6 日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年 8 月 5 日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成23年 8 月 3 1 日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成23年 1 0 月 7 日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年 1 1 月 1 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	審査会第4回目まで審議

別紙

開示しない部分及び開示しない理由

文書名	非開示とした項目	開示しない理由
①-1 設立認証申請書	申請者の住所・氏名・印影・電話番号	岡山県行政情報公開条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるため
①-2 就任承諾書	承諾者の印影、代表理事の印影	
①-3 住民票	役員の氏名・住所以外の情報	
①-4 宣誓書	宣誓者の印影、代表理事の印影	
①-5 社員のうち10人以上の名簿	社員の氏名・住所又は居所、会社名、役職	
①-6 確認書	設立代表者の印影	
①-7 設立趣旨書	設立代表者の印影	
①-8 設立者名簿	設立者の氏名・住所又は居所	
①-9 設立総会議事録	議長の氏名・印影、議事録署名人の氏名・印影	
①-10 財産目録	金額	岡山県行政情報公開条例第7条第3号該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの
③定款変更認証申請書類一式	③定款変更認証申請書類一式	請求のあった公文書は、取得していないため、保有していない。
④定款変更届出書類一式	④定款変更届出書類一式	
⑤役員の変更等届出書一式	⑤役員の変更等届出書一式	
⑥事業報告書類一式	⑥事業報告書類一式	
⑦設立登記完了届出書一式	⑧設立登記完了届出書一式	保存年限経過のため廃棄